

電気設備の技術基準の解釈の改正要請について

日電規委 28 第 0008 号
平成 28 年 6 月 17 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、電気設備の技術基準の解釈（電技解釈）の改正要請について、平成 28 年 7 月の委員会で審議・評価することを予定していますので、お知らせいたします。ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

電技解釈第 16 条（機械器具等の電路の絶縁性能）の改正要請について

2. 案件の趣旨，目的，内容等について

a. 要請した委員会

発電電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨，目的，内容等

電技解釈第 16 条（機械器具等の電路の絶縁性能）では、太陽電池モジュールに接続する低圧の直流電路に施設される逆変換装置の絶縁性能の確認方法の一つとして、工場で JEC-2470 (2005)「分散形電源系統連系用電力変換装置」の交流耐電圧試験により絶縁性能を確認したものは、現地で常規対地電圧を 10 分間印加し耐えることと規定されています。この規定の適用範囲を、「太陽電池モジュールに接続する低圧の直流電路に施設される逆変換装置」から「1,500V 以下の直流電路に施設される電力変換装置」に変更するよう、電技解釈の改正要請を行うものです。

3. 改正要請の提出予定

平成 28 年 7 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 (一般社団法人 日本電気協会 技術部)

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553 (内線 270)

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 28 年 6 月 17 日 (金)

受付終了日：平成 28 年 7 月 19 日 (火)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス)を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。